

葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱

30 葛都建第 1773 号

平成 31 年 3 月 12 日

区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）内に存する木造建築物を対象として、耐震診断等の専門の知識を有する耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発及び耐震改修の実施の促進を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）を用いて木造建築物の耐震性を確認することをいう。

(2) 耐震診断士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条の建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部（以下「支部」という。）の会員である者

イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成 18 年 9 月 1 日 18 都市建企第 68 号）第 2 条第 5 号に規定する耐震診断事務所（以下「事務所」という。）に所属する者

(派遣対象建築物)

第 3 条 耐震診断士の派遣の対象となる木造建築物（以下「派遣対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 区内に存すること。

(2) 階数が 2 以下で地階を有しないこと。

(3) 主要構造部が木造（工業化認定住宅及び枠組壁工法建築物を除く。）である一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 3 分の 2 未満のものに限る。）を含む。）であること。

(4) 国、地方公共団体その他公共団体以外の者の所有に係ること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる木造建築物については、派遣対象建築物としない。

(1) 過去に葛飾区木造建築物耐震診断助成要綱（平成 7 年 12 月 1 日付け 7 葛都建第 473 号区長決裁）による助成金の交付を受けたことがあるもの

(2) 過去にこの要綱による耐震診断士の派遣を受けたことがあるもの

(申請することができる者)

第4条 耐震診断士の派遣を申請することができる者は、派遣対象建築物の所有者又は所有者から委任を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に該当しない者であっても葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める者は、耐震診断士の派遣を申請することができる。

(申請手続)

第5条 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 次に掲げる書類その他の資料であって、派遣対象建築物の所有者及び区分所有者全員、所在並びに建築年月日が確認できるもの

ア 派遣対象建築物に係る登記事項証明書の写し 1部

イ 固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し 1部

ウ 地方税法（昭和25年法律第226号）第387条第1項に規定する土地名寄帳及び家屋名寄帳の写し 1部

(2) 派遣対象建築物が共有又は区分所有に係る場合にあつては、耐震診断士の派遣を受けることを共有者又は区分所有者全員が承諾する旨がわかる書類（第2号様式）

(3) 前2号に定める書類のほか、区長が必要と認める書類

(耐震診断の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、耐震診断士の派遣の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により、耐震診断士の派遣の決定（以下「派遣決定」という。）をしたときは、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、葛飾区木造建築物耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(耐震診断の実施)

第7条 区長は、派遣決定をしたときは、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣申請書及び葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定通知書の写しを支部又は事務所に送付し、耐震診断士の派遣を要請するものとする。

2 派遣決定を受けた者は前項の規定により派遣を要請された耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）と日程調整等を行い、派遣診断士は派遣決定の日から45日以内に耐震診断を実施するものとする。

3 耐震診断の費用は、派遣対象建築物1棟当たり95,000円を上限とする。

4 前項の費用は、区が負担し、第10条の規定による完了報告後に支部又は事務所からの

請求に基づき支払うものとする。

(耐震診断の取りやめ)

第8条 派遣決定を受けた者は、事情により耐震診断を受けることができなくなったときは、速やかに葛飾区木造建築物耐震診断取りやめ届（第5号様式）により、区長に届け出なければならない。

(耐震診断の取消し)

第9条 区長は、派遣決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により派遣決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定により耐震診断を取りやめたとき。

2 区長は、前項の規定により派遣決定を取り消したときは、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定取消通知書（第6号様式）により派遣決定を受けた者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により派遣決定を取り消したときは、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定取消通知書の写しを派遣診断士に送付するものとする。

(完了報告)

第10条 派遣診断士は、耐震診断が完了したときは、木造建築物耐震診断完了報告書に次に掲げる書類を添えて、区長及び派遣決定を受けた者に報告しなければならない。この場合において、派遣診断士は、あらかじめ派遣決定を受けた者に対し、耐震診断の結果の概要を説明するものとする。

- (1) 建築物の案内図及び撮影日が記載された写真（外観）
- (2) 既存建築物の各階平面図
- (3) 既存建築物の一般診断計算書
- (4) 耐震診断の結果、耐震のための補強工事が必要と診断された場合、構造評点を1.0以上に向上させる補強案の検討計算書及び補強箇所を示した各階平面図、補強工事費用が分かる書類（概算見積書）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。